

〔平成 26 年 5 月 12 日
基礎 1 ー 1〕

税制調査会（基礎小委①）

〔配偶者控除〕

平成 26 年 5 月 12 日（月）

財 務 省

1. 日本再興戰略

日本再興戦略（抄）

-JAPAN is BACK-

〔平成 25 年 6 月 14 日
閣 議 決 定〕

第Ⅱ 3つのアクションプラン

- 一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～
2. 雇用制度改革・人材力の強化

④女性の活躍推進

出産・子育て等による離職を減少させるとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加を図り、女性の中に眠る高い能力を十分に開花させ、活躍できるようにすることは、成長戦略の中核である。

「若者・女性活躍推進フォーラム」の提言を踏まえつつ、女性が活躍できる環境整備を推進する。

こうした取組により、「M字カーブ問題」の解消に向け、2020年の就業率を、25歳から44歳の女性については73%（2012年の水準から約5ポイント向上）とすることを目指す。

（中略）

○男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備

- ・テレワークの普及に向けた新たなモデル確立のための実証事業の実施等による多様で柔軟な働き方の推進や、長時間労働の抑制、教育・啓発活動の推進等ワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図るとともに、ベビーシッターやハウスキーパーなどの経費負担の軽減に向けた方策を検討する。また、働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う。

成長戦略進化のための今後の検討方針（抄）

平成 26 年 1 月 20 日
産業競争力会議

I. 働く人と企業にとって世界トップレベルの活動しやすい環境の実現

1. 女性の活躍推進と全員参加型社会実現のための働き方改革

日本経済を持続可能な成長軌道に乗せるため、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮させるとともに、ダブルインカム拡大により世帯の所得の向上を図る必要がある。このため、女性の活躍を妨げる障壁を解消し、支援を強化するための具体的方策を平成26年年央を目途にとりまとめ、強力に取り組む。

併せて、女性や高齢者等多様な人材による多様な働き方を可能とする、日本の強みとグローバル化に対応できる柔軟性を兼ね備えた新たな「日本的就業システム」を構築する。これまでの「就社」型の働き方に加え、職務・能力を明確化した「就業」型の働き方の確立を図る。このため、雇用・人材分科会の中間整理（平成25年12月26日）に従い、今後5年間で「世界トップレベルの雇用環境」を目指した集中改革期間と位置付け、経済政策と労働政策を一体的・整合的に捉えた総理主導の政策の基本方針を策定する仕組みを検討しつつ、雇用・労働市場改革に取り組む。

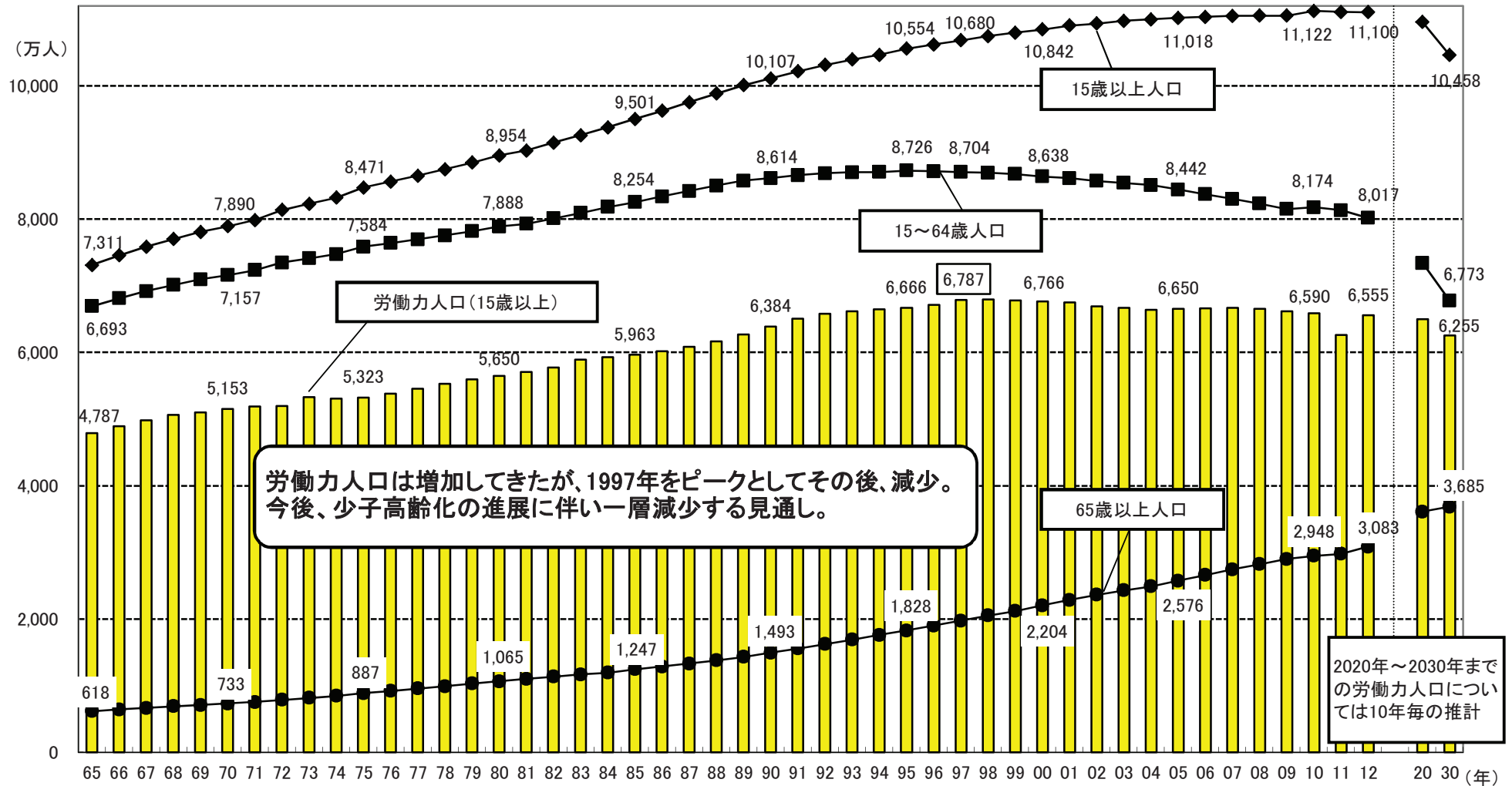
①「女性が輝く日本」の実現

（前略）

女性の活躍を支える社会基盤整備を強力に進める。まず「待機児童解消加速化プラン」を確実に実施する。あわせて、保育士不足に対応するための方策を検討する。また、就学前のみならず、小学校入学後も、子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、子どもを持つ女性等の就業を更に促進する観点から、待機児童解消等に向けた学童保育の充実等について検討を行う。また、働き方の選択に対して中立的な税制・社会保障制度の在り方や、ベビーシッターやハウスキーパー等の家事・育児支援サービスの利用者負担軽減に向けた方策、品質保証の仕組みの導入、人材供給の拡大のための方策等について検討する。

2. 人口・労働

労働力人口等の推移



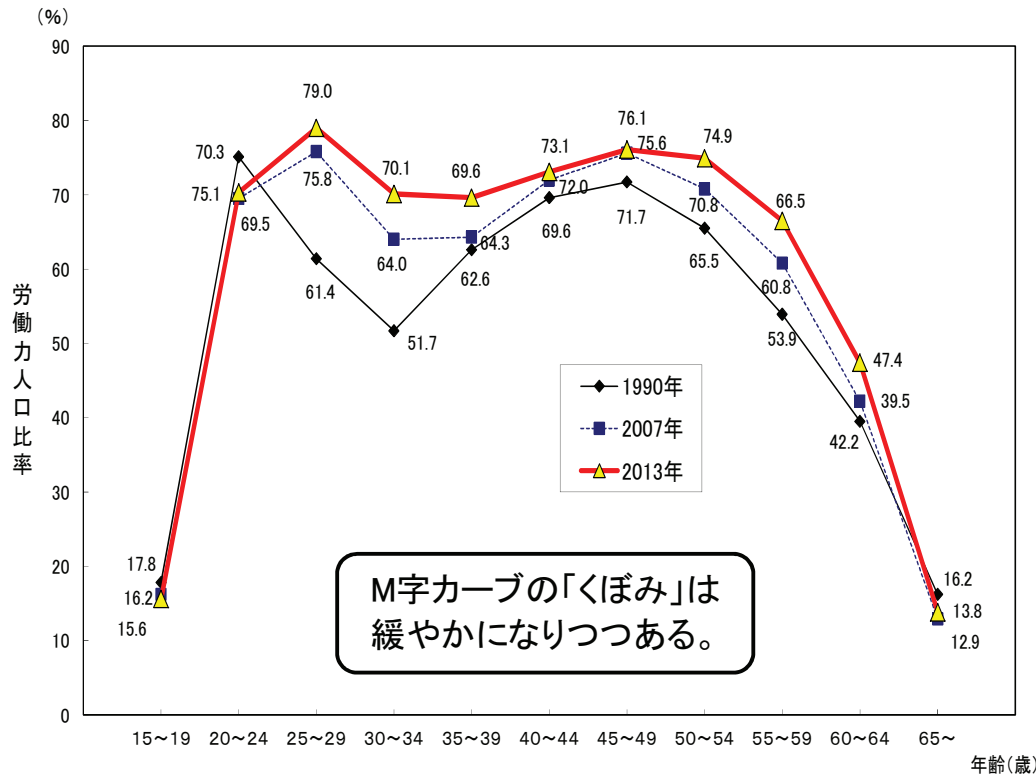
労働力人口は増加してきたが、1997年をピークとしてその後、減少。今後、少子高齢化の進展に伴い一層減少する見通し。

2020年～2030年までの労働力人口については10年毎の推計

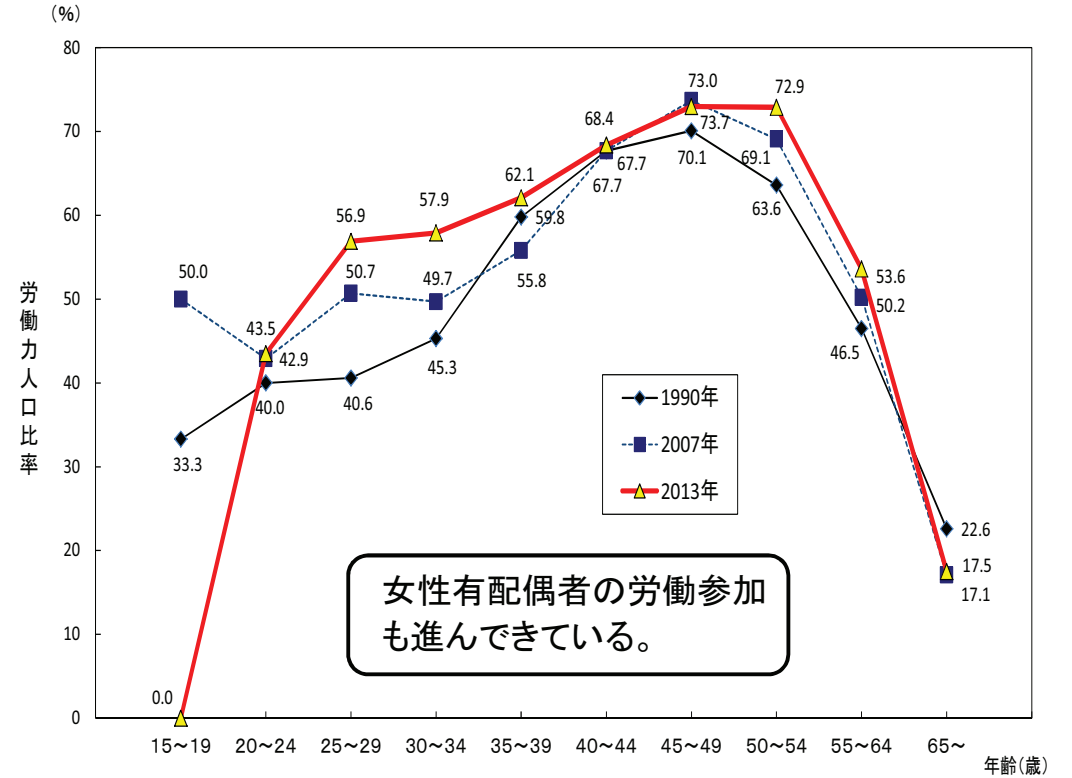
(備考) 労働力人口＝「就業者(雇用者＋自営業者等)」＋「完全失業者」
 (出所) 人口(15歳以上、15～64歳、65歳以上)については、2010年までは総務省人口推計長期時系列データ、2011年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)による。労働力人口については、2012年までは総務省「労働力調査年報」(1965～1972年については沖縄県が含まれていない。また、2011年については岩手県、宮城県及び福島県が含まれていない。)による。また、2020年から2030年にかけての労働力人口に関する推計は、厚生労働省「厚生労働白書」(平成25年版)による。

女性の労働参加の状況

<女性の年齢階級別労働力人口比率の推移>

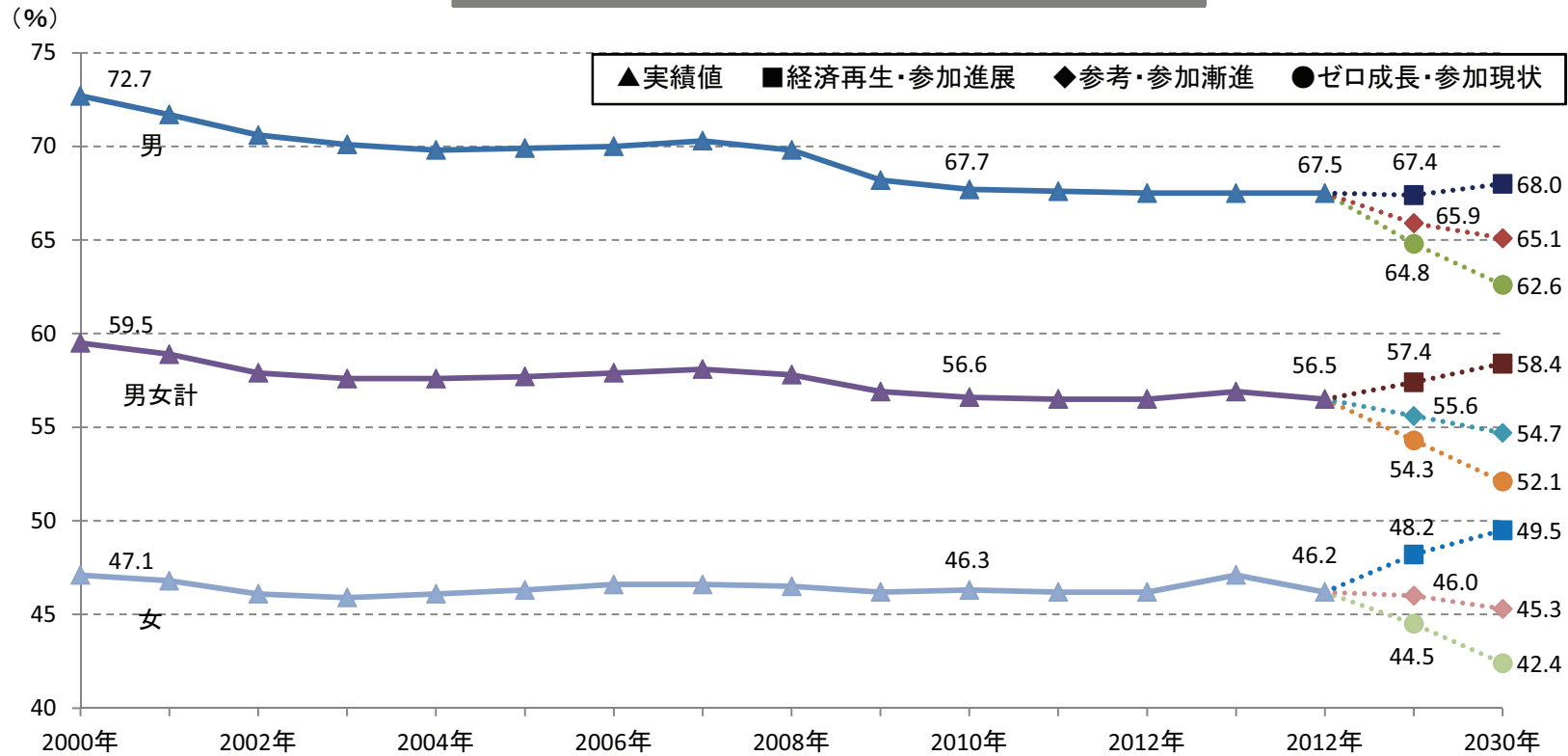


<女性有配偶者の年齢階級別労働力人口比率の推移>



(備考)「労働力人口比率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。
 (出所)総務省「労働力調査」より作成。

就業率の推移



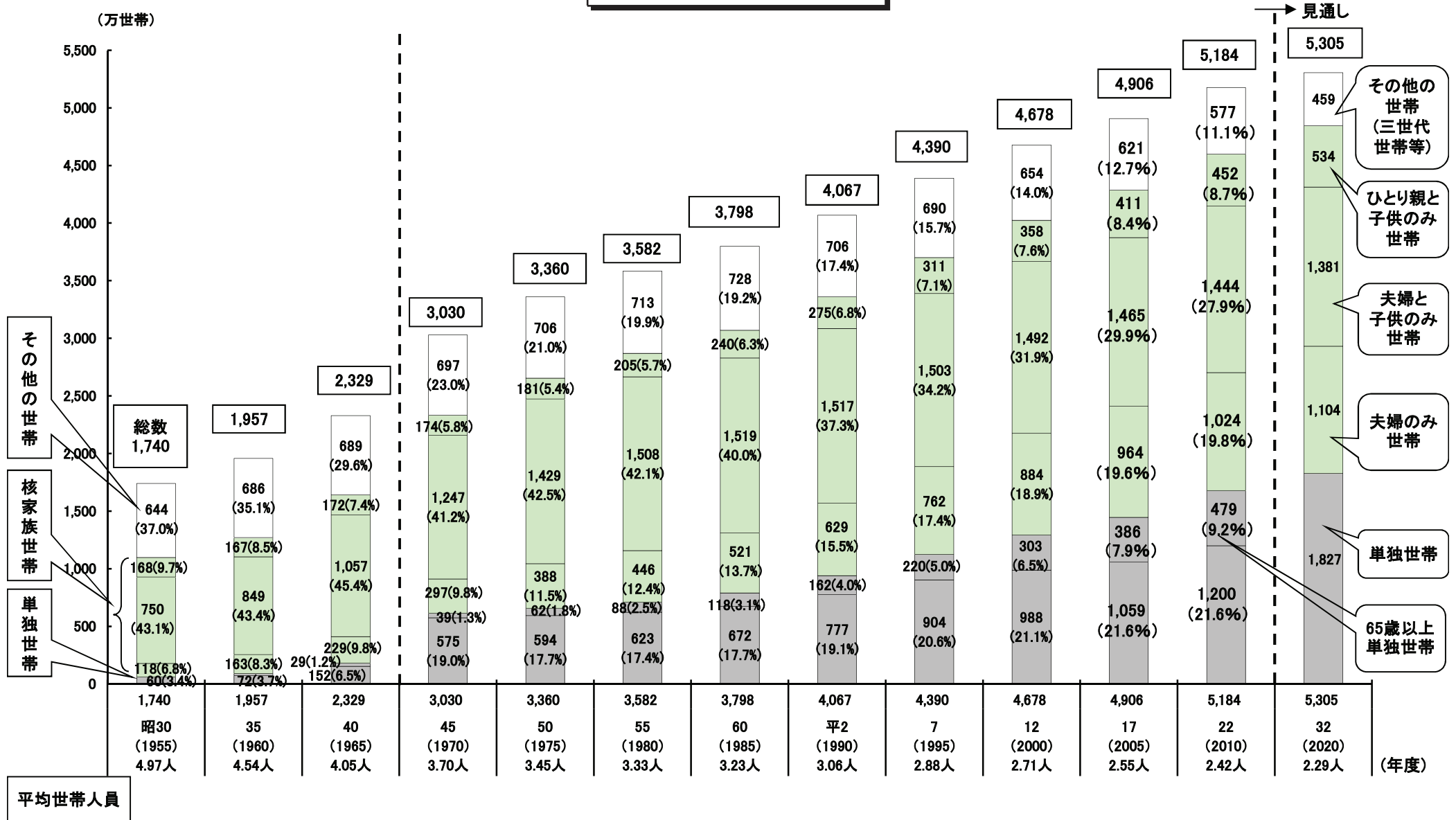
(注) 1. 2012年までの実績値は総務省統計局「労働力調査」、2020年及び2030年は(独)労働政策研究・研修機構「平成25年度 労働力需給の推計」の推計値。
 2. 「経済再生・参加進展」: 経済成長、及び若者、女性、高齢者などの労働市場参加が進むシナリオ。
 「参考・参加漸進」: 経済成長、及び若者、女性、高齢者などの労働市場参加が一定程度進むシナリオ。
 「ゼロ成長・参加現状」: ゼロ成長に近い経済成長で、性・年齢階級別の労働力率が2012年と同じ水準で推移すると仮定したシナリオ。

< 「日本再興戦略」における就業率の成果目標との比較 (単位: %) >

性・年齢	年	実績 2012年	目標 2020年 日本再興 戦略	推計					
				2020年			2030年		
				ゼロ成長・ 参加現状	参考・ 参加漸進	経済再生・ 参加進展	ゼロ成長・ 参加現状	参考・ 参加漸進	経済再生・ 参加進展
男女計	20~34歳	74	78	75	76	78	75	77	82
	20~64歳	75	80	77	78	81	76	79	84
	60~64歳	58	65	58	63	65	58	66	70
女性	25~44歳	68	73	69	71	76	69	73	83

(出所) (独)労働政策研究・研修機構「平成25年度 労働力需給の推計」より引用。

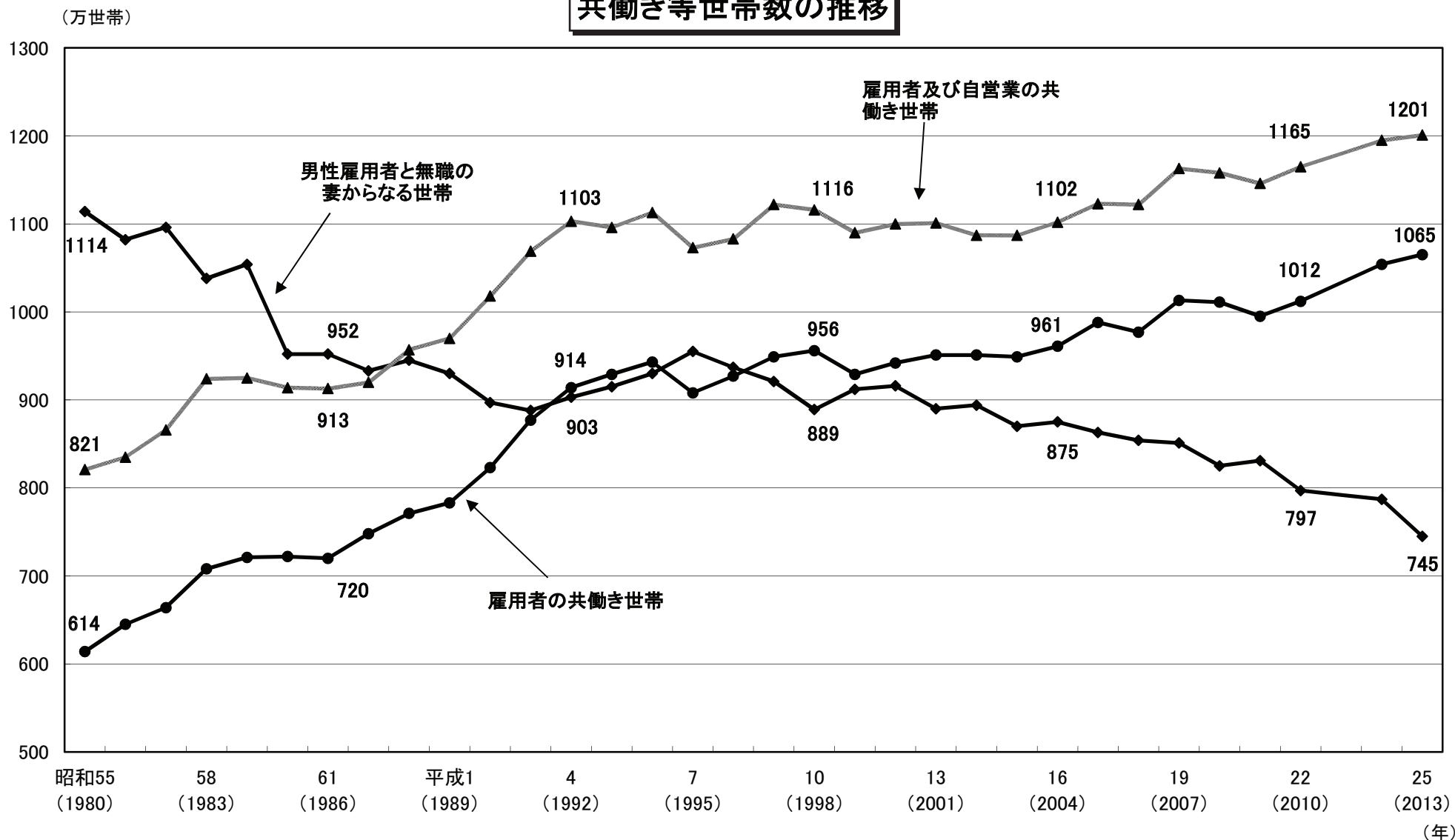
家族類型別世帯数の推移



(備考) ・世帯数：昭和40年(1965)以前は普通世帯、昭和45年(1970)以降は一般世帯の数値。
 ・平均世帯人員：大正9年(1920) 4.89人 昭和5年(1930) 4.98人 昭和15年(1940) 4.99人 昭和25年(1950) 4.97人
 ・昭和30年(1955)、平成32年(2020)についてはデータの制約上「65歳以上単独世帯」の区分を行っていない。
 ・数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(出所) 平成22年(2010)以前：総務省「国勢調査報告」
 平成32年(2020)：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来集計(平成25年1月推計)」中位推計

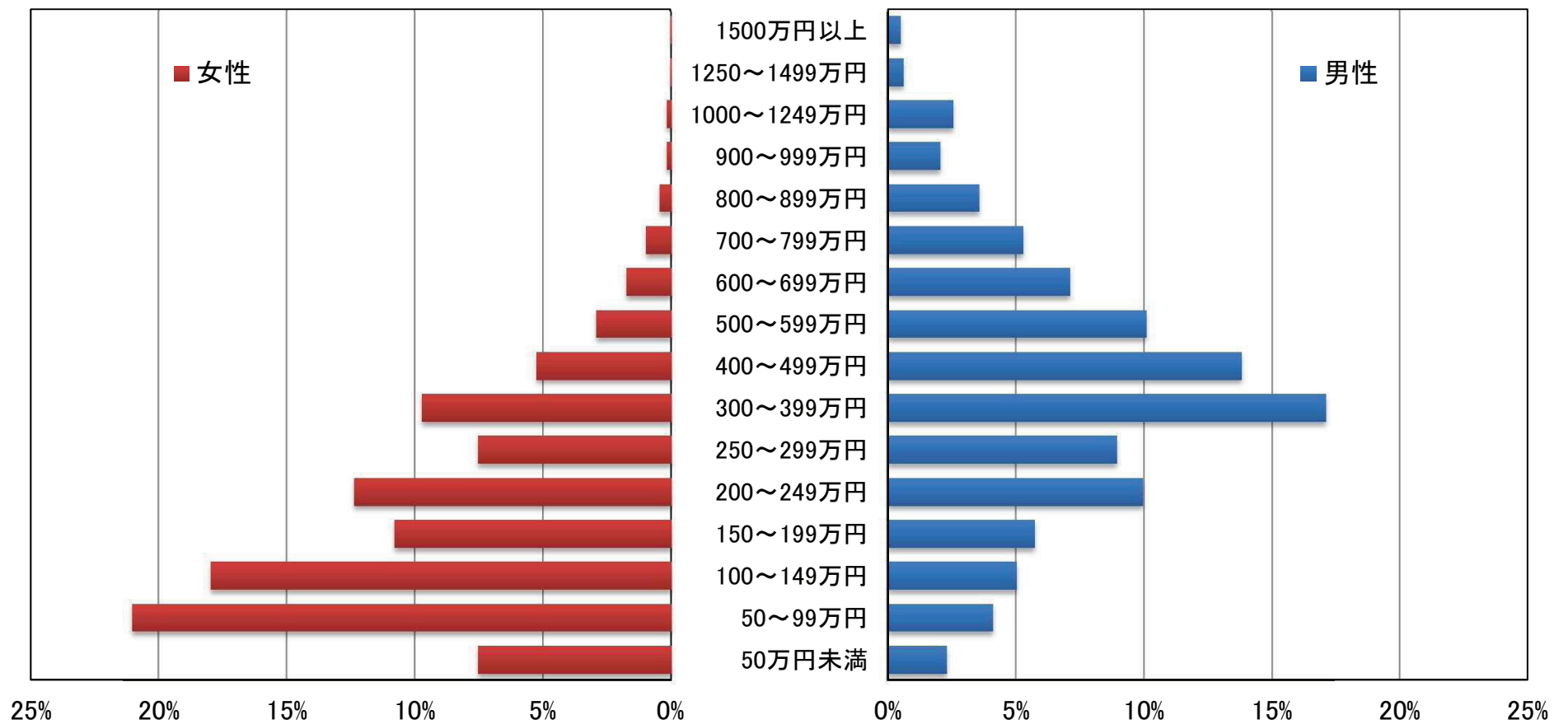
共働き等世帯数の推移



- (備考)
1. 「雇者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇者の世帯。
 2. 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者及び自営業の共働き世帯」とは、夫が雇用者又は自営業主・内職者で、妻が雇用者又は自営業主・内職者の世帯。
 4. 就業者から農林業及び家族従業者は除いた。
 5. 平成23年は東日本大震災の影響により集計していない期間があり、年次結果は公表されていない。

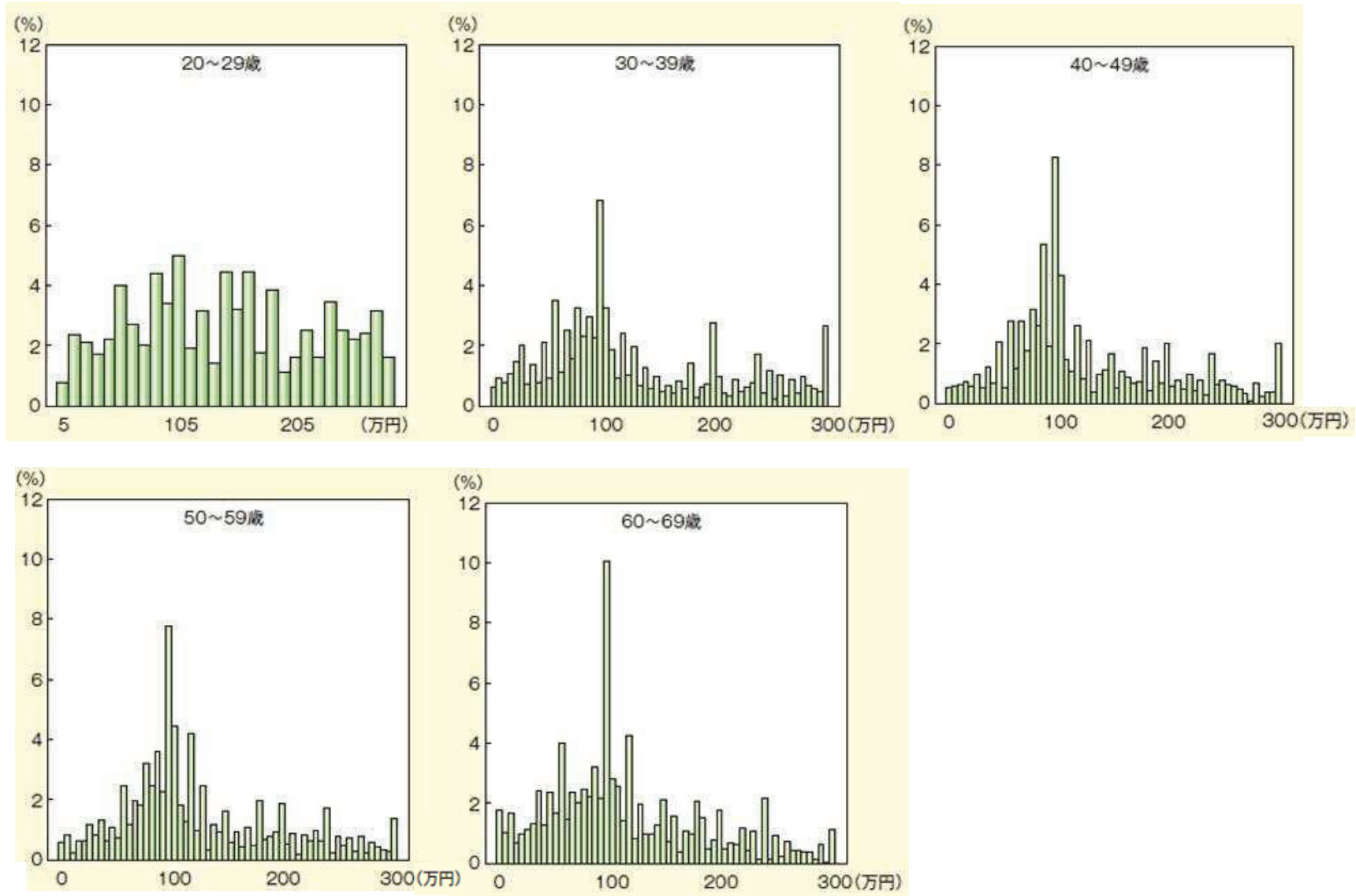
(出所)「労働力調査特別調査」「労働力調査」(総務省)より作成。

男女別所得階層別雇用者割合



(注) 雇用者から役員は除いている。
 (出所) 総務省「平成24年 就業構造基本調査」より作成。

既婚女性の給与所得者の所得分布(年代別)



- (参考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 22 年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(安部由起子委員)の特別集計より作成。
2. 本調査は、300 万円以上の所得分布もあるため、300 万円までの割合を足し上げても 100%にはならない。ただし、300 万円までの雇用者所得への分布の累積比率は、30 歳代、40 歳代で 79%、50 歳代で 77%、60 歳代で 89%となっている。

(出典) 平成 24 年版「男女共同参画白書」より引用。

3. 論 点

第 2 各論

1. 個人所得課税

(4) 世帯構成と税負担のあり方

個人所得課税においては、個人単位課税を基本としつつ、人的控除という仕組みにより家族の個別の事情に配慮することが適当であるが、個々の人的控除制度については、以下のような議論があった。

① 配偶者との関係

配偶者控除等（配偶者控除・配偶者特別控除）については、以下のような観点から見直しを図るべきとする意見が多く見られた。

イ 男女共同参画が進んでおり、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値等がある

ロ 現行制度は配偶者の就労の中立性を阻害している

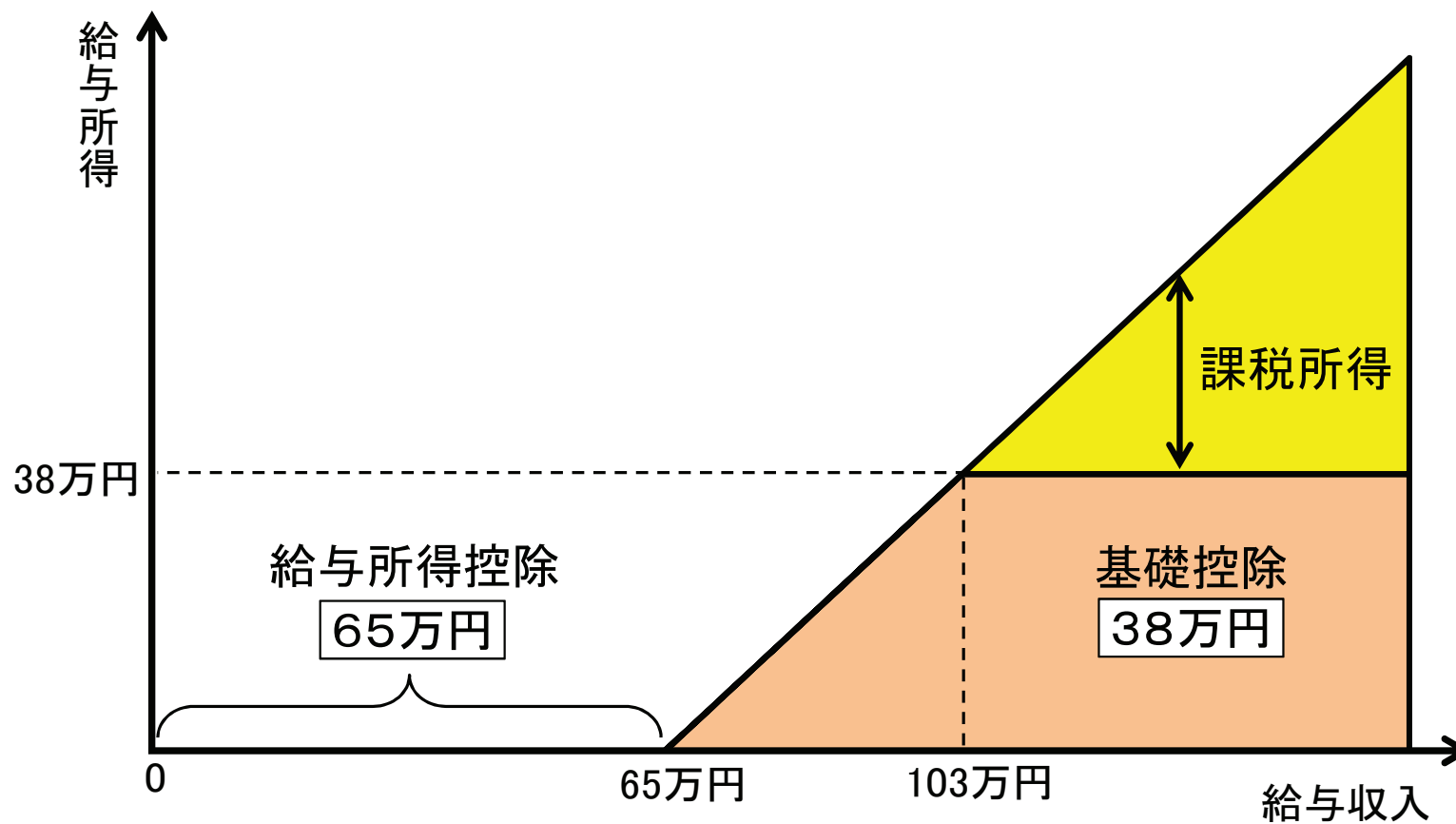
ハ 納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する場合がある

ニ 配偶者控除等を見直し、その財源を子育て支援に充ててはどうか

他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見もあった。

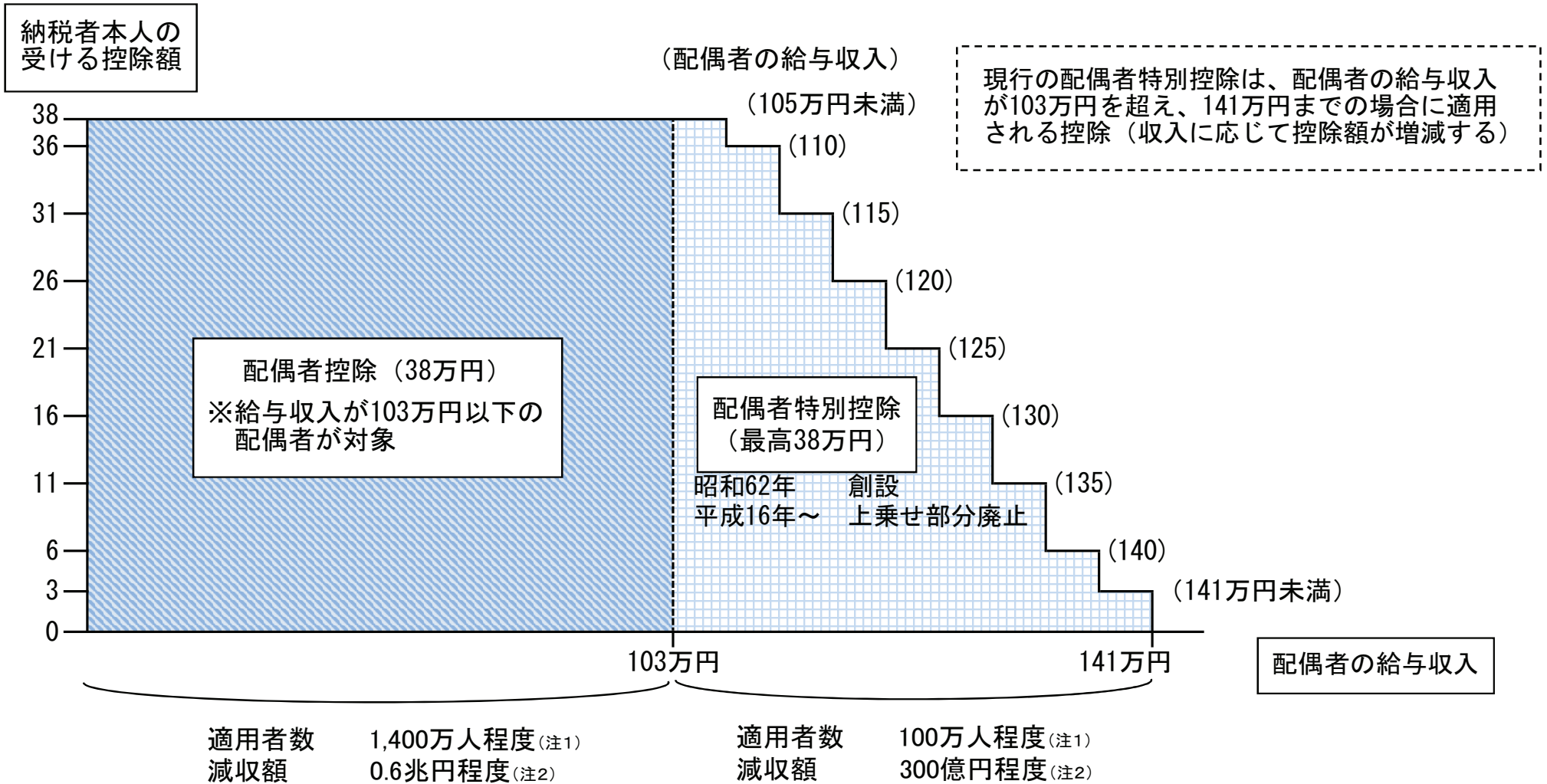
配偶者控除等のあり方については、上記のような様々な意見を踏まえて見直しを図ることも考えられる。その際、配偶者控除等の見直しにより税負担が急激に増えることは避けるべきであり、他の控除の見直し等も踏まえる必要がある。

給与収入と各控除の関係



- ⇒ 給与収入には、まず給与所得控除が適用（最低保障額：65万円）。
次に基礎控除（38万円）が適用。給与収入が、両者を足し合わせた103万円を超えると、所得税が発生。

配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み



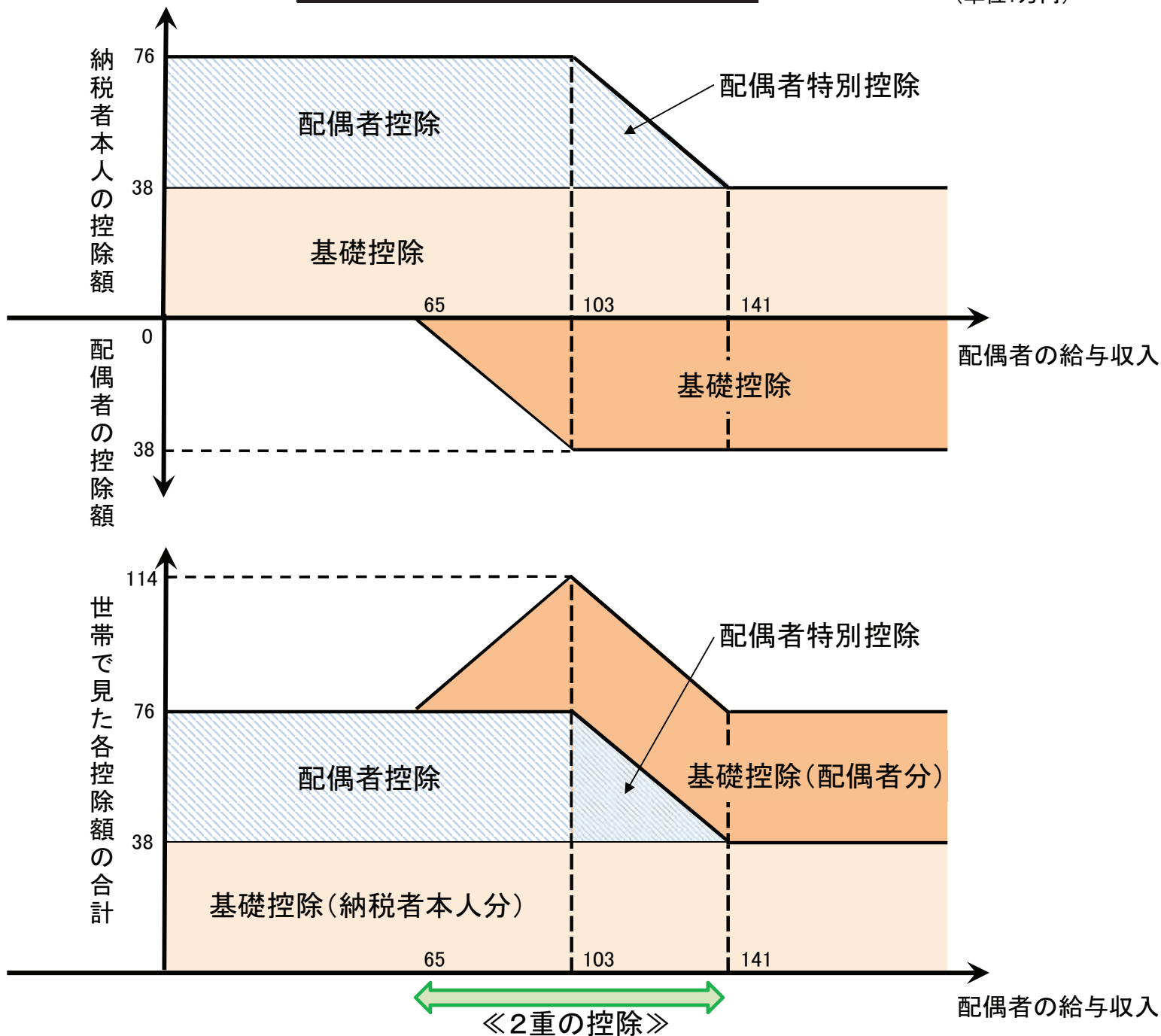
⇒ かつては「配偶者特別控除」がなく、配偶者の給与収入が103万円を超えると納税者本人の配偶者控除の適用がなくなることにより、配偶者の給与収入が増えても、世帯で見れば「手取りの逆転現象」（いわゆる「壁」）が生じていたが、現行においては、税制上の「壁」は解消されている。

(注1) 配偶者控除（老人控除対象配偶者を含む。）及び配偶者特別控除の適用者数は、平成26年度予算ベースであり、給与所得者以外の人も含めた数である。

(注2) 平成26年度予算ベースによる。

世帯で見た各控除の関係

(単位:万円)



見直しの視点

①政府税制調査会におけるこれまでの議論（平成19年答申など）や、②産業、経済、社会の構造が大きく変わる中で、女性の労働参加の問題に限らず、労働市場の構造変化、労働政策や所得分配政策の在り方、③財政健全化目標などを踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。

- 今後の経済社会の中長期的な変化や、ライフスタイル・働き方の多様化に対応し、就労をできる限り阻害しない、働き方の選択に対してより中立的な仕組みとするには、社会保険制度や企業の賃金（手当）制度の問題も密接に関わると考えられるが、税制面においては、どのような方策が考えられるか。
- 家族の在り方に対する多様な考え方を反映して、従来から配偶者控除の見直しに積極的・消極的双方の意見があることを踏まえ、見直しに当たっては、家族を形成した夫婦の助け合いを積極的に評価する考え方に対し、税制としてどのような斟酌の方法が考えられるか。
- 個々人を自立した納税者とする個人単位課税を基本とし、各種控除により個々人の事情に配慮する現行の基本的な仕組みは、将来の構造変化に対しても有効と考えられるが、どうか。
- 経済社会構造の変化が今後も予想される中で、所得再分配機能や財源調達機能といった、所得税の基幹税としての役割を適切に発揮するため、中長期的な観点から、所得税の課税ベースや控除の在り方等についてどう考えるか。